

## 防府市自発的活動支援事業補助金交付要綱

平成27年3月26日制定

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、障害者や障害児、難病患者（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体に対し交付する補助金について必要な事項を定め、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この事業の補助対象者は市内に住所を有する障害者等やその家族、地域住民等で構成された団体等（以下「団体」という。）で、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体の構成員がおおむね5名以上であること
- (2) 市内に活動拠点を置き、主に市内で活動していること
- (3) 規約または会則等を定めていること
- (4) 自ら経理や会計等を行っていること
- (5) 障害者福祉に関する活動実績があること

(補助対象としない者)

第3条 次に掲げる団体については、補助対象としない。

- (1) 政治団体若しくは宗教団体または政治的活動若しくは宗教的な普及活動と考えられる活動を行う団体
- (2) 社会福祉法人や医療法人、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供するNPO法人等
- (3) 営利活動を目的とする団体
- (4) 暴力行為を行う団体や暴力行為を行う団体の統制下にある団体
- (5) その他市長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、団体が自発的に実施する事業で、次に掲げる事業とする。

ア ピアサポート

障害者等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

イ 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

ウ 孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

エ 社会活動支援

障害者等が、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

オ ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

カ その他の支援

上記の支援以外で、事業の目的を達成するために有効な活動であると市長が認めた事業を支援する。

- 2 この要綱による補助金の他に、国、地方公共団体及び民間助成団体等からの助成を受けまたは受けようとする事業については、補助の対象としない。  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件あたり10万円を上限とし、補助対象経費は別紙に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとする。  
(補助金交付の限度年数)

第6条 同一団体による同種の事業への補助金の交付期間は、最長で3年とする。  
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、防府市自発的活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府市自発的活動支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、審査の上、補助金を交付することが適当でないとき、防府市自発的活動支援事業補助金却下通知書（第3号様式）により、補助金の交付を行わない旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業者の提出する適法な請求書を受理したときは、30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(事業の変更または中止)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防府市自発的活動支援事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 事業に要する予算の変更をするとき

(2) 事業の計画内容を変更するとき

(3) 事業を中止するとき

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、目的の達成に支障を及ぼさない程度の事業計画の変更または対象となる事業費の総額の20パーセント以内の減額の変更をいう。

3 市長は、前々項に規定する申請書の提出を受けたときは、審査の上、防府市自発的活動支援事業変更（中止）承認通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

5 補助事業者は、予定の期間内に事業が完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに防府市自発的活動支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、審査の上、事業の実施内容が適当であると認める場合、補助金の額を確定し、その旨を防府市自発的活動支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、事業実施に要した経費が補助金を下回った場合は、その差額を市に返還しなければならない。

2 市長は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、補助事業者に補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、不適切な行為をした場合

(3) 補助事業者が虚偽の申請を行った場合

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に関するすべての書類を保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

防府市自発的活動支援事業補助対象経費

本事業の補助の対象となる経費については、人件費や賃金、食糧費、備品購入費等を除く次の経費とする。

補助対象経費	報償費（講師謝礼等） 旅費（講師の旅費、研修費等） 需用費（文具等消耗品費、資料印刷代等） 役務費（郵便料、電話料、保険料等） 使用料及び貸借料（会場・機材借上料等） その他経費（上記に掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費）
--------	--

第1号様式

年 月 日

防府市自発的活動支援事業補助金交付申請書

(宛先) 防府市長

団体名

代表者名

防府市自発的活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市自発的活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市自発的活動支援事業補助金について、審査の結果、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載のとおりであること。
- 3 事業に係る実績報告書の提出は、完了後遅滞なく行うこと。
- 4 その他認定条件等



第3号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市自発的活動支援事業補助金却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市自発的活動支援事業補助金について、審査の結果、下記の理由により却下する旨決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付申請を却下した理由

第4号様式

年 月 日

防府市自発的活動支援事業変更（中止）承認申請書

（宛先）防府市長

団体名

代表者名

防府市自発的活動支援事業補助金の交付については、年 月  
日付け、第 号にて交付決定を受けておりますが、防府市自発的  
活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付決定の内容  
を変更（中止）されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）する理由

2 変更後申請額 金 円

3 添付書類

（1）変更後の事業計画書

（2）変更後の収支予算書

（3）その他市長が必要と認める書類

第5号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市自発的活動支援事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました防府市自発的活動支援事業補助金について、審査の結果、下記のとおり変更（中止）を承認しましたので通知します。

記

- 1 変更後交付額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載のとおりであること。
- 3 事業に係る実績報告書の提出は、完了後遅滞なく行うこと。
- 4 その他認定条件等

年 月 日

防府市自発的活動支援事業実績報告書

(宛先) 防府市長

団体名

代表者名

年 月 日付け、第 号にて交付決定を受けた事業について、当該事業が完了しましたので、防府市自発的活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、別添のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実施事業名
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第7号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市自発的活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました防府市自発的活動支援事業補助金について、審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円